

(参考) 攻めの農業実践緊急対策事業について

攻めの農業実践緊急対策事業は、低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地を総合的に支援します。

この中で、農業機械導入への支援については、参加農家戸数を原則5戸以上としていますが、例えば、以下のような低コスト生産に資する取組については助成対象とすることが可能です。



規模拡大に対応した大型農業機械のリース導入を支援します。
(補助率: 1/2)

取組例1

集落営農組織（任意組織）が販売等は一元的に実施しているが、実際の農作業は個々の農家が実施 → 農作業を集落営農組織に一元化

取組例2

複数の機械利用組合（任意組織）で共有するための大型機械を導入

取組例3

基幹的農業者が、

- ① 主食用米からの転換により土地利用型作物（飼料用米等の新規需要米、加工用米、大豆、麦（四麦））の作付規模を拡大
 - ② 拡大後の作付面積（生産効率化プラン）が地域の平均的な作付面積の5倍以上（ただし、条件不利地域は除く）
 - ③ 機械作業の出し手となる2戸以上の農業者から機械作業を集約（又は3戸以上の基幹的農業者で機械を共同利用）
- のすべてを満たし、都道府県協議会等が地域の低コスト生産のために特に必要と認める場合